

要 旨

本稿は、筆者の所属する大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所の適切な法人文書管理について考えるものである。

平成 23 年 4 月 1 日施行「公文書等の管理に関する法律」の対象法人の一つとして掲げられた「大学共同利用機関法人」は、大学共同利用機関再編・法人化により平成 16 年 4 月 1 日に設立された。人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構及び情報・システム研究機構の 4 法人があり、大学共同利用機関国立極地研究所、国立情報学研究所、統計数理研究所及び国立遺伝学研究所の 4 研究所から構成されたのが大学共同利用機関法人情報・システム研究機構である。

はじめに、公文書等の管理に関する法律の目的が謳われた第 1 条を確認し、①現用文書から非現用文書に至るまでの一体的な管理、②自組織の適正かつ効率的な業務運営への活用、③説明責任の全うを達成するための適切な法人文書管理を考えることとした。

第 1 章では、国立極地研究所の創設に大きく関わる日本南極地域観測及び国立極地研究所の歴史を紐解き、国立極地研究所がどのような組織なのかを確認した。

第 2 章では、まず大学共同利用機関法人情報・システム研究機構における法人文書管理の現状を概観し、次に国立極地研究所における法人文書及びそれを取りまく法人文書以外の管理の現状を考察した。

第 3 章では、公文書等の管理に関する法律第 1 条の目的を達成すべく国立極地研究所の法人文書管理における課題を解決するため、研究所規程と法人規程の整備及びアーカイブ委員会の活用を提案した。

おわりに、国立極地研究所における法人文書管理の特徴と改善策を再確認した上で、今後予定されている国立極地研究所 50 周年や 4 大学共同利用機関法人と総合研究大学院大学の連合体形成という法人文書管理の成果を問う機会を活かし、法人文書管理体制を見直す必要性を指摘した。